

令和8年度 京都市立九条弘道小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。また、「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものである。この考えのもと、京都市立九条弘道小学校「学校いじめの防止等基本方針」を策定し、「見逃しのない観察」、「手遅れのない対応」、「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

なお、いじめ防止等の推進にあたっては、次に掲げる3点を基本理念として、児童を取り巻く全ての者が相互に連携を図る中で、継続的に取組を行っていく。

- ①いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ②いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、また他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

<いじめ問題における九条弘道小学校 今年度の重点項目>

- ・ きめ細やかな児童理解による、いじめの芽（前兆）への気付きと未然防止
- ・ 全教職員で取り組む体制づくり
- ・ 積極的な情報発信と情報共有

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 「いじめ対策委員会」

ア 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・教育相談主任
生徒指導部員・スクールカウンセラー

イ 役割・取組内容

- ・ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ 個別面談や相談窓口の集約
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・ 「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成・学校ホームページへ掲載
- ・ 未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発
- ・ 発見されたいじめ事案への対応
- ・ 重大事案への対応
- ・ 年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・ 「取組評価アンケート」、「生徒指導部会（いじめ防止対策委員会）」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・ 未然防止の取組の年間計画の決定
- ・ 個別面談や教育相談の時期や回数の決定
- ・ 朝会（5月）、PTA総会（6月）におけるいじめ対策委員会についての周知

ウ 開催時期

定例委員会は、毎月1回。（緊急対応の場合は、この限りではない。）
※会議の回数・実施時期については、後述6の「年間計画」に記載

3 基本的施策 「学校いじめ防止プログラム」

ア 学校におけるいじめ未然防止のための防止

(1) 学習環境の整備

- ・美しい校内環境、安心・安全の校内環境の整備
- ・たてわり活動や異学年交流の充実
- ・児童とともに考え、行動化する教職員
- ・校内掲示の充実
- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築

(2) 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫
- ・家庭学習への積極的な支援

(3) 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳全体計画別葉を活用し、重点内容項目の道徳科の授業の充実と他教科領域との関連を図った道徳教育の充実
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の意図的・計画的な実施
- ・全学年一斉に取り組む「なかよしの日」（人権学習）の設定
- ・すべての懇談会に人権的な啓発の視点を取り入れた意図的・計画的な実施
- ・「いじめは絶対に許されないこと」、「命の大切さ」、「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた「人権学習」、「特別の教科 道徳」の学習の実施
- ・日常的な人権指導の充実
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した「人権学習」、「特別の教科 道徳」の授業や講演の実施
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施および学習内容の発信
- ・情報モラル学習、ケータイ教室の実施

(4) 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会本部を主とした児童会活動の充実
（例）児童朝会や「1年生を迎える会」「6年生を送る会」などの企画・運営
- ・総合的な学習の時間、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進

(5) 児童生徒同士の絆づくり

- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成
- ・異学年・同学年間における人との関わりを生むピアサポート体制
- ・中学校生徒会との連携、合同活動
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり

イ いじめの早期発見・積極的認知のための措置

(1) 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・定期的な連絡や家庭訪問の実施による相談機会の確保
- ・定期的な「いじめ対策委員会（生指・保健部会）」による情報共有と組織的な動きの構築
- ・組織的な生徒指導体制の構築と「報告・連絡・相談」の徹底
- ・職員朝礼、職員会議、部会等で常時情報発信、情報共有
- ・S Cとの連携

(2) 児童生徒に対する定期的な調査

- ・学校アンケート、いじめに関する記名式アンケートを利用した「いじめ」兆候の早期把握と実態把握
- ・全校児童を対象とした教育相談の実施
- ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し

(3) 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・いじめ対策委員会および校内研修において、各種アンケートの結果を分析
- ・今年度の組織および取組について、P D C Aサイクルを活用した評価・検証
- ・いじめに関する記名式アンケート（年間2回）、教育相談（年間2回）、クラスマネジメントシート（年間2回）
- ・いじめ対策委員会でアンケート結果の分析、児童の実態および状況の把握
- ・校内研修・部会を通して、いじめ防止に向けた指導、いじめ等への対応、児童理解等についての研修を実施

ウ いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

(1) 基本的な考え方

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録
（被害の態様、状況、構造、動機、背景など）
- ・組織的（担任任せにならない）な対応
- ・重大事態の防止
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応
- ・加害児童への責任ある指導
- ・保護者との連携
- ・学級等の集団全体を見据えた指導

(2) いじめ事案に対する組織的な対応の流れ

前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

【認識の共有化・行動の一元化】

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させるよう、指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(3) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・情報モラル学習の充実
- ・SNSを通じて起こっている問題行動についての理解
- ・ネットゲームで起こっている問題行動についての理解
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発

(4) 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・以下の2つの要件が満たされているか、ほかの事情も勘案しながら、児童の様子を見守り、再発防止に向けた取組を推進する。
- ① いじめに係る行為が止んでいるか
 - …被害者の対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続しているかを組織的に見取る。
- ② 被害者が心身の苦痛を感じていないか
 - …被害者本人および保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。
- ・いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- ・解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童および加害児童について、また学級集団の様子について、日常的に注意深く観察する。また、学校いじめ防止基本方針に基づいた指導ならびに「学校いじめ防止プログラム」の取組を推進する。

エ 教職員の資質能力向上の取組

(1) 内容

- ・教員研修による教師一人ひとりのいじめに対する意識の向上
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施
- ・生徒指導体制の見直しと「報告・連絡・相談」の徹底

(2) 実施時期

- ・学校経営方針、いじめの防止等基本方針についての共通理解（4月）
- ・生徒指導部会（毎月）
- ・校内研修（年間3回） ※「6年間計画」の通り

4 保護者・地域、関係機関との連携

ア 保護者・地域への情報発信、啓発、協働の取組

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動
- ・全ての懇談会で児童の実態を共有し、保護者と連携した見守り
- ・学校説明会の中での「学校いじめの防止等基本方針」の発信
- ・PTA総会（6月）におけるいじめ対策委員会についての周知
- ・学校運営協議会、PTA企画委員会等を通じての情報発信および啓発、活動依頼
- ・SCとの連携による教育相談
- ・関係機関との連携、定期的な情報提供

5 重大事態への対処

ア 基本的な考え方

- ・ 重大事態とは法において、
 - ① いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安）と定義されている。
- ・ この要件にあたる場合は、以下の対応を講じるものとする。
- ・ 「疑い」がある場合にも、学校から教育委員会へと速やかに報告するものとする。

イ 重大事態が発生したときの対応

- ・ 京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議
 - ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

学校が調査主体の場合

- ・ 学校の下に重大事態の調査組織を設置
- ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- ・ 京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・ 関係機関（PTA、学校運営協議会、スクールカウンセラー、警察、児童相談所など）との連携
- ・ 調査結果を踏まえた必要な措置
- ・ 同種の事態発生防止に必要な取組の推進

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・ 京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

6 年間計画

月	対策会議や 校内研修等	未然防止に向けた 取組や行事等	早期発見・積極的認知 の取組	保護者への発信や 関係機関との連携等
4	学校経営方針 基本方針の共通理解 いじめ対策委員会①	「なかよしの日」提案		学級懇談会① 希望制個人懇談（教育相談）
5	いじめ対策委員会② 校内研修「児童理解①」 「関係機関との連携」	朝会（いじめ対策委員会の周知） なかよしの日 いきいき週間 九条弘道の約束の指導		希望制個人懇談（教育相談）
6	いじめ対策委員会③	なかよしの日（4年） 生活点検	いじめに関する記名式アンケート・教育相談①	休日参観 PTA総会（いじめ対策委員会の周知）
7	いじめ対策委員会④ いじめに関する記名式アンケートの情報共有 クラスマネジメントシート の考察	なかよしの日 いきいき週間 夏休みのくらし 生活リズム表の見直し	学校アンケート実施① クラスマネジメントシート①（4・5・6年）	個人懇談会（教育相談）① 教育相談 「長期休暇の約束」発信
8	いじめ対策委員会⑤ 校内研修「学校アンケート等の結果分析・取組の評価・検証①」「年間の取組・プログラムの見直し①」			
9	いじめ対策委員会⑥	なかよしの日 いきいき週間 情報モラル教室（3・4年） ケータイ教室（4・5・6年）		
10	いじめ対策委員会⑦	なかよしの日 生活点検 非行防止教室（5・6年）		学校運営協議会での説明と評価
11	いじめ対策委員会⑧	なかよしの日 人権朝会 いきいき週間	いじめに関する記名式アンケート・教育相談②	人権学習授業参観・懇談会②
12	いじめ対策委員会⑨ 校内研修「年間の取組・プログラムの見直し②」	なかよしの日 冬休みのくらし 生活点検 薬物乱用教室（6年）	学校アンケート実施② クラスマネジメントシート②（4・5・6年）	人権標語 個人懇談会（教育相談）② 「長期休暇の約束」発信
1	いじめ対策委員会⑩ いじめに関する記名式アンケートの情報共有	なかよしの日 いきいき週間		
2	いじめ対策委員会⑪ 校内研修「学校アンケート等の結果分析・取組の評価・検証②」	なかよしの日 生活点検		新1年入学説明会 学級懇談会③
3	いじめ対策委員会⑫ 校内研修「年間の取組・プログラムの見直し」（総括）	なかよしの日 春休みのくらし		学校運営協議会での説明と評価 「長期休暇の約束」発信

※生徒指導部会（いじめ対策委員会）を毎月実施
 ※九条中学校区小中生徒指導連絡会にて情報交換
 ※状況等により、日程を変更する場合がある。